

(公財)岩手県国際交流協会 令和4年度外国人患者受入体制構築事業
「医療機関等における電話医療通訳サービス 試行」の利用について

1 趣旨

日本語に不安のある外国人が、医療機関などを安心して受診等できるように、電話による多言語での通訳サービスを登録者へ試行として提供します。

2 通訳サービス

(1) 受託業者 (株)メディフォン (東京都港区赤坂6-14-2)

(2) 言語 22言語

標準 17言語：英語、中国語、韓国語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、ヒンディー語、モンゴル語、広東語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語、ロシア語、ペルシャ語

ベストエフォート 5言語：ラオス語、ウルドゥー語、台湾語、ベンガル語、アラビア語

3 利用対象者 病院、医院(クリニック)、薬局、保健所、保健センターなど

4 試行期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5 利用目的

医療機関などにおける診療や治療、手続、薬の説明(調剤)、保健所等における健康相談など医療に関する利用に限ります。

次のいずれかに該当する場合は、その利用は認められません。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (2) 営利目的の活動に利用すると認められるとき。
- (3) 医療機関以外の第三者と外国人患者との通訳として利用するとき。
- (4) その他、岩手県国際交流協会が利用について不適當であると認めるとき。

6 登録の申込み・承諾

利用する際には、事前に「医療機関等における電話医療通訳サービス 試行」利用登録申込書に必要な事項を記入の上、岩手県国際交流協会に提出し、登録ください。登録手続きが完了しましたならば、メールまたはFAXでコールセンターの電話番号と利用ガイドをお渡しします。

7 通訳サービスの利用に係る時間帯及び費用

- (1) 時間帯 毎日24時間
- (2) 時間帯 通訳サービスの利用料は無料ですが、通話に係る費用はご負担いただきます。

8 登録・利用承諾の取消し

岩手県国際交流協会は、登録・利用者がこの定めにある事項を遵守しなかったときは、その利用の承諾を取り消します。

この場合、利用者に損害が生じても、岩手県国際交流協会はその責めを負いません。

9 その他

この定めにあることのほか、必要な事項は岩手県国際交流協会が決定します。